

Q 年金額が低いので、保険料を引かれると生活ができない。どうすればいいの？

A お支払いいただく保険料は、平成18年の所得に基づく見込額を基に計算しており、2カ月ごとに支払われる年金から、2カ月分に相当する額をお支払いいただきます。(平成20年4月から9月分までの半年間)なお、6月以降になりますと、平成19年所得がわかりますので、平成19年所得が18年所得に比べ低くなった方は、保険料の額が下がることもあります。その場合は、一年分の保険料から4月から9月までの半年間にお支払いいただいた保険料を差し引きますので、10月からの保険料が下がることになります。



Q 年金額が低いのに、保険料を多く支払っているように思うけど？

A 保険料は年金だけで決まるわけではなく、事業所得など他の所得も含めた全体の所得に応じ決められますので、年金所得のほかに他の所得があると、保険料の額は同じ年金額の方よりも多くなります。

Q これから誕生日を迎えて75歳になるけど、いつから保険料を支払うの？

A 75歳の誕生日当日から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者となります。また、65歳以上で寝たきりなどの一定の障害がある方で、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)への加入申請をし、広域連合の認定を受けた方は、認定を受けた日から被保険者となります。なお、年度途中で75歳となった方は、本年度は、納付書などにより、金融機関などの窓口でお支払いいただくことになります。

Q 保険料の減免や徴収猶予の制度があると聞いたけど？

A 災害にあった方や、世帯主の方の長期入院や失業などにより、収入が著しく減少した方などにつきましては、保険料を支払えない特別の事情がある方として、保険料の減免、徴収猶予制度が適用される場合もありますので、ご相談ください。

Q 医療機関で3割負担と言われたけど、1割負担ではなかったの？

A 同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者(現役並み所得者)がいる方の自己負担は、3割となっています。それ以外の方の自己負担割合は1割です。



Q 受けられる医療が制限されると聞いたけど？

A 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)においても、74歳までの方と変わらず、必要な医療を受けることができ、医療の内容が制限されることはありません。

問合先 市民生活課 年金・医療担当

山梨県後期高齢者医療広域連合 ☎055(236)5671